## 法人市民税第22号様式に係る申告納付について(清算確定申告,残余財産分配予納申告)



1 申告書の用途…この申告書は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した普通法人又は協同組合等で、その解散の日の属する事業年度中に京都市内に事務所等又は寮等を有していたものが、清算確定申告又は残余財産分配予納申告をする場合又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

清算確定申告とは、国税の法人税では、解散後清算中の普通法人又は協同組合等の残余財産が確定した場合に、清算所得及び法人税額の計算をする申告です。法人市民税では、当該法人税額に応じて計算される法人税割額に、残余財産確定の日の属する事業年度中の事実に基づき計算される均等割額を加えて計算します。

申告納付期限は、残余財産確定の日の翌日から1ヶ月以内(当該1ヶ月中に残余財産の最後の分配が行われる場合は、当該分配日の前日まで)です。なお、期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります。

**残余財産分配予納申告とは**,国税の法人税では,解散後清算中の普通法人又は協同組合等が行った残余財産の一部分配額が,所定の額を超える場合に行う申告です,法人市民税では,当該申告の法人税額に応じて計算される法人税割額の計算をします。(均等割は課税されません。)申告納付期限は,当該分配日の前日です。

2 提出先及び提出方法…京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)に1通を提出してください。

申告書を郵便又は信書便により提出される場合は、郵便物等の通信日付印の日付が申告年月日となります。 受付印を押印した申告書控えが必要な方は、返信先を記載し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**3 法人税割の計算方法** (赤字で法人税額が 0 円の場合は, 法人税割額も 0 円です。)

法人税割額 = 清算所得に係る法人税額(法人の清算所得ではありません。1000円未満端数切捨て) × 法人税割の税率

(100円未満端数切捨て)

ただし,解散の日の属する事業年度において分割法人であった(2以上の市町村に事務所等を有していた)場合は, 当該事業年度分の確定申告における分割基準(従業者数の割合)により,清算所得に係る法人税額を関係市町村間 で分割し,分割後の額に税率を乗じて法人税割の計算を行います。

4 均等割額の計算方法 (清算確定申告のみ)

均等割額は行政区ごとに算定し、その合計額が京都市で課税される均等割額となります。

行政区ごとの均等割額は次の計算式により算定します。

均等割の税率(年額) × 算定期間中にその区で事務所等又は寮等を有していた月数 ÷ 12

「算定期間」とは、事業年度のことです。

(100円未満端数切捨て)

「月数」は、暦に従って計算し、1月未満の端数日数は切り捨てます。切り捨てた結果、0月となる場合のみ切り上げます。

5 京都市の法人税割の税率(第22号様式の場合)及び均等割の税率(年額)

法人税割税率 (解散の日で判定します。)

| 解散の日                             | 税率     |
|----------------------------------|--------|
| 昭和 45 年 5 月 1 日~昭和 49 年 4 月 30 日 | 9. 1%  |
| 昭和 49 年 5 月 1 日~昭和 51 年 3 月 31 日 | 12. 1% |
| 昭和 51 年 4 月 1 日~昭和 56 年 7 月 31 日 | 14. 5% |
| 昭和 56 年 8 月 1 日~平成 3 年 3 月 31 日  | 14. 7% |
| 平成3年4月1日~                        | 14. 5% |

均等割税率(年額) (算定期間(事業年度)の末日が平成6年4月1日以後の場合の税率です。)

| 法人等の区分  |                  | 区内の従業者数(※2) |         |
|---|------------------|-------------|---------|
|   |                  | 50人以下       | 50人を超える |
| 資本金等の<br>額(※1)を<br>有する法人                          | ア 1千万円以下         | 5万円         | 12万円    |
|   | イ 1千万円を超え, 1億円以下 | 13万円        | 15万円    |
|   | ウ 1億円を超え、10億円以下  | 16万円        | 40万円    |
|   | エ 10億円を超え、50億円以下 | 41万円        | 175万円   |
|   | オ 50億円を超える       |             | 300万円   |
| 資本金(出資金)の額を有しない法人及び公共法人等<br>(一般社団(財団)法人,人格のない社団等) |                  | 5万円         |         |

- ※1 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額で(法人税法第2条第16号)、資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額のことです(同施行令第8条)。国税の様式上は法人税明細書別表5(1)の36④の欄の金額です。法人課税信託の受託者の場合は、「固有法人の資本金等の額」と読み替えます。また、相互会社では貸借対照表上の純資産額(総資産の簿価ー総負債の簿価)です。
- 均等割の適用税率を判定する場合の資本金等の額は,算定期間の末日(残余財産確定の日)現在のものを用います。 ※2 均等割の算定上用いる「従業者」とは,事務所等又は寮等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいいます(非常勤の重役、顧問、派遣労働者(派遣元法人の従業者には含まず、派遣先法人の従業者数に算入します。),アルバイト、パート等も含まれます)。この「従業者」数は,算定期

間の末日(残余財産確定の日)現在の人数によります。算定期間の中途で新設又は廃止された事務所等又は寮等でも同様です。

## 6 第 22 号様式各欄の記載のポイント

金額は1円単位まで記載し、「000」及び「00」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てのうえ記載してください。「※」の印刷のある欄は記 載不要です。⑦, ⑪の各欄にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。なお, この金額に 10 円単位の端数があ るときは「00」の印刷を「0」としたうえで記載します。

| 欄 (「*」は残余財産分配予納申告では<br>記載不要の欄です。)                             | 記載のしかた  |
|---|---|
| 「資本金の額又は出資金の額」及び<br>「資本金等の額」(旧様式では「資本の<br>金額又は出資金額」と「合計額」)(*) | 残余財産確定の日現在の資本金の額又は出資金の額,及び法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記載します。均等割の適用税率を判定するために用いる欄ですので,残余財産分配予納申告の場合は記載不要です。   |
| 平成□年□月□日 解散の市町村<br>民税の 申告書<br>① 法人税法の規定によって計算し                | 年月日は解散の日付を、「申告書」の前には「清算確定」又は「残余財産分配予納」等と記載します。<br><b>法人税申告書別表 20(2)の7の欄</b> の金額(100円未満の端数処理前の額)を記載します。  |
| た法人税額   |   |
| ② 法人税法第 100 条の規定による 所得税額の控除額                                  | 法人税申告書別表 20(2)の29の欄の金額(昭和42年6月1日前の解散法人から受けたみなし配当の25%相当額を除いた額)を記載します。  |
| ③, ④の「課税標準」及び「税額」   | ③の課税標準の欄には①+②の額を記載します。<br>④の課税標準の欄には、解散の日の属する事業年度において分割法人であった場合に③÷⑬<br>×⑭の額を記載します。<br>④の額額の欄は、④の課税標準の欄に記載した場合に記載し、③の税額の欄は、それ以外の場                      |
| 既に納付の確定した法人税割額<br>清算中の各事業年度分 (*)                              | 合に記載します。<br>既に清算事業年度予納申告を行い、京都市分の法人税割額があった場合に、当該申告に係る<br>事業年度と納付すべき法人税割額(当該申告に係る修正申告、決定又は更正があった場合は、それらの納付すべき法<br>人税割額を含む額を記載します。                      |
| 既に納付の確定した法人税割額<br>一部分配分 (*)                                   | 既に残余財産分配予納申告を行い,京都市分の法人税割額があった場合に,当該申告に係る分配の日と納付すべき法人税割額(当該申告に係る修正申告,決定又は更正があった場合は,それらの納付すべき法人税割額を記載します。  |
| 既に納付の確定した法人税割額 ⑤計 (*)   | 「既に納付の確定した法人税割額」の「清算中の各事業年度分」及び「一部分配分」の各欄の合計額を記載します。  |
| 均等割額 ⑨の欄 (*)  | 「指定都市に申告する場合の⑨の計算」欄の均等割額の合計額,又は第 20 号様式別表 4 の 3 の計の欄の額を記載します。   |
| ⑫この申告により納付すべき市町村<br>民税額                                       | ⑦+⑪の額を記載します。ただし⑦又は⑪の欄がマイナス額となる場合は、その額をゼロとみなして⑦+⑪を計算します。   |
| <b>分割基準</b><br>③ 及び ⑭   | 解散の日の属する事業年度において分割法人であった場合に、課税標準の分割基準となる従業者数(⑬欄は全従業者数,⑭欄は京都市分)を記載します。本店所在地が本市内にあった場合は、第22号の2様式(分割明細書)も必ず添付します。  |
| 指定都市に申告する場合の⑨の計<br>算 (*)                                      | 行政区ごとの均等割額を計算する欄です。事務所等又は寮等の所在する行政区名,月数(その区に事務所等又は寮等を算定期間中に有していた月数),従業者数(残余財産が確定した日現在のその区の人数),及び均等割額を記載します。区が9以上になる場合は,第20号様式別表4の3を添付し,この計算欄には記載しません。 |
| 残余財産確定の日 (*)  | 残余財産が確定した日(清算人が清算に係る決算報告書について株主総会等の承認を受けた<br>日)を記載します。  |
| 「還付を受けようとする金融機関及<br>び支払方法」<br>及び「還付請求税額」(*)                   | 清算確定申告に係る法人税割額が中間納付額(既に納付の確定した法人税割額 ⑤計の欄の額)に満たない場合に,当該中間納付額に係る還付を受けるために記載します。   |

## 7 法人市民税の納付 ※法人税務担当(法人市民税担当)では, 納付は取り扱っていません。

申告書で計算した税額等を、納付書に記入して、納期限(申告期限と同日)までに以下の納付場所で納税してください。

- ○市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所
- 〇次の金融機関の本店・支店・出張所 銀行(みずほ,三菱UFJ,三井住友,りそな,北陸,北國,福井,滋賀,京都,関西みらい,池田泉州,南都,但馬,福邦, 大正), 信託銀行(三菱UFJ, みずほ, 三井住友), 信用金庫(京都, 京都中央), 信用組合(京滋, 近畿産業), 農協(京都府信用農業協同組合連合会, 京都市, 京都中央,京都),その他(商工組合中央金庫,近畿労働金庫)
- 〇近畿二府四県のゆうちょ銀行直営店・郵便局

※平成31年4月1日現在

## 8 清算結了の届出

残余財産が確定し,清算結了の登記を行った場合は、閉鎖の商業登記簿のコピーを添付し、届出書(「法人等設立・解 散・変更届出書」 下記のwebサイトから入手できます) に内容を記載のうえ、「京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民 税担当)」に提出してください。

[申告書等の提出・お問合わせ先](電話) 075-213-5247 (FAX) 075-213-5305 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)

[web サ<u>イト]</u>

詳細は 京都市ホームページ(京都市情報館) サイト内検索 法人市民税 で検索してください。 にて

申告書・届出書のダウンロードについては、

京都市ホームページ(京都市情報館) | にて | 法人市民税 届出書 サイト内検索 で検索のうえ、

申請書・届出書ダウンロードサービス一覧(法人・事業所関係)から入手できます。

京都市 市税事務所

平成31年4月 法人税務担当(法人市民税担当)